

2011年7月13日

～ 秋田宣言 ～

自然エネルギーの普及・拡大にむけて

この度の東日本大震災により被災されました方々に、心よりお見舞い申し上げますとともに、昼夜を問わず支援活動にあたる関係機関の皆様に心から敬意を表します。

本震災では大地震と大津波という自然の脅威による被害に加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、近隣住民の避難も余儀なくされ、また農業や漁業をはじめとする多くの産業が大きな打撃を受けるなど、未曾有の被害が発生している。また、7月1日からは東北電力、東京電力管内において電気事業法第27条に基づく電力使用制限令が発令され、それ以外の地域においても電力会社から節電要請が出されるなど日本全体の国民生活や産業に多大なる影響を与えているところである。

このような状況の中、中長期的に原発依存度を下げするため、その解決策のひとつとして自然エネルギーの普及・拡大を図ることが必要であり、政府が2010年に策定したエネルギー基本計画の改定も含めた新たなエネルギー政策が求められている。これを踏まえ、別紙のように宣言を行うものである。

(別紙)

【行動宣言】

自然エネルギー協議会に参加する35の道府県(以下「参加道府県」という。)は、自然エネルギーの普及・拡大を図るため、以下の取り組みを行うことを宣言する。

1. 参加道府県は、それぞれの地域の自然エネルギー資源を活用し自然エネルギーの普及・拡大の取り組みを推進する。
2. 参加道府県は、自然エネルギーの普及・拡大を促進する新たな施策を導入していく。
3. 参加道府県は、先進的取り組み事例や課題などの情報交換、情報共有を行うことを通じて、更なる取り組みの発展を促していく。

【政策提言】

自然エネルギーの普及・拡大を円滑に進めるにあたっては、参加道府県における自主的な取り組みに加え、以下に掲げるような政策を国において導入、実施していくことが必要不可欠である。

1. 自然エネルギーの意欲的な目標値の設定

国の強いリーダーシップのもと、エネルギー基本計画などに自然エネルギーの意欲的な導入目標値及びそれに至る期限(短中期及び長期)を定め、その実現の工程表を作成し必要な政策を早期に実施すべき。

2. 全量買取制度の早期制定・実施と実効性のあるルールの構築

自然エネルギーの普及・拡大のため「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(再生可能エネルギー法案)」の早期制定及び実施を行うべき。また、高い導入目標を設定したうえで国民のコンセンサスを得ながら自然エネルギーの加速的普及を促す実効性のあるルールを構築し、具体的な施策を実施すべき。

(例)

- ✓ 買取制度の対象範囲
- ✓ エネルギー別の買取価格・期間
- ✓ 買取価格の見直しサイクル・ルール
- ✓ 電力会社による系統接続義務と接続ルール
- ✓ 各地域に応じた、個別の自然エネルギー導入支援策など

3. 重要な自然エネルギー施策に関する、地方公共団体の意見反映

地域によって適する自然エネルギーは様々であり、国のみで制度やルールを決定することなく、開かれた場において各地方公共団体の意見を聞いて進めるべき。

4. 自然エネルギーの供給安定化支援

今後、自然エネルギーが段階的に増加した場合においても、電力が安定的に供給できるような送配電網の制度設計及び、送電網の整備への国の支援制度を確立すべき。

5. 自然エネルギー導入に資する技術開発の推進

我が国の電子、機械、情報通信分野などの技術基盤を活かし、世界に先駆けた研究や技術開発を進めるべき。

6. 各種規制緩和

自然エネルギーの普及・拡大のため、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう各種規制の緩和を積極的に図っていくべき。

以上